

事務連絡  
令和3年2月22日

大臣官房会計課  
文化庁政策課  
各都道府県教育委員会 災害予防主管課  
各指定都市教育委員会 災害予防主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公私立大学 災害予防主管課  
各国公私立高等専門学校 災害予防主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた地方公共団体 災害予防主管課  
各大学共同利用機関法人 災害予防主管課  
国立教育政策研究所 災害予防主管課  
科学技術・学術政策研究所 災害予防主管課  
日本学士院 災害予防主管課  
日本芸術院 災害予防主管課  
各文部科学省独立行政法人 災害予防主管課  
各文部科学省国立研究開発法人 災害予防主管課  
日本私立学校振興・共済事業団 災害予防主管課  
公立学校共済組合 災害予防主管課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

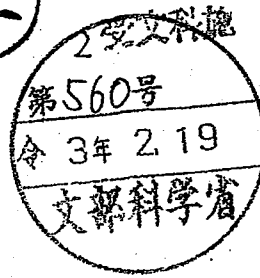
令和3年春季全国火災予防運動に対する協力について（依頼）

このことについて、消防庁次長から別添のとおり依頼がありましたので、貴課におかれましても、本運動の趣旨の徹底を図り、火災予防に万全を期されるようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会災害予防主管課におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会災害予防主管課におかれては、所管の学校に対して、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を置く国公立大学災害予防主管課におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の災害予防主管課におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対しても周知していただくようお願いいたします。

担当：参事官（施設防災担当）付防災調整係  
電話：03-5253-4111（内線2290）

写



別添

消防予第 29 号  
令和 3 年 2 月 9 日

文部科学省  
官房長 殿

消 防 庁 次 長  
( 公 印 省 略 )

令和 3 年春季全国火災予防運動に対する協力について (依頼)

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は消防行政に対し深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎年当庁が実施しております「春季全国火災予防運動」について、本年度は令和 3 年 3 月 1 日から 7 日において実施することといたしました。

つきましては、火災予防体制の一層の充実を図るため、貴職におかれましても本運動に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、併せまして貴職関係機関の御協力についてもお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、本運動につきましては、消防庁長官から各都道府県知事等に対して、別紙※のとおり協力を依頼するとともに、都道府県内の市町村へ周知されるよう通知しておりますことを申し添えます。

※ 別紙につきましては下記URLからもご確認 (PDF 版) いただけます。

【令和 3 年春季全国火災予防運動の実施について (長官通知)】

消防庁HP <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/prevention001.html>

<連絡先>

消防庁予防課予防係

担 当: 吉田 藤本

電 話: 03-5253-7523

(別紙)

消防予第 28 号  
令和 3 年 2 月 9 日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官  
(公印省略)

### 令和 3 年春季全国火災予防運動の実施について

本年の春季全国火災予防運動については、令和 3 年 3 月 1 日から 7 日までの 7 日間にわたり、別添「令和 3 年春季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたします。

貴職におかれましては、本運動及び関連行事への住民の積極的な参加を促し、火災及び災害に強いまちづくりの継続的な推進のため、特段の御配慮をお願いいたします。

また、運動の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症に関する政府方針等に留意し、感染拡大防止に十分な配慮をしていただきますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知していただきますようお願いいたします。